



鮭川村子ども読書活動推進計画 (第三次)

～ 本との出会いで、

新しい「世界や人」とつながる 村づくり ～



(ビブリオバトル：鮭川中)

令和 6 年 3 月

(令和6年度～令和10年度：5ヶ年計画)

鮭川村教育委員会

目 次

鮭川村子ども読書活動推進計画（第三次）概要	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置付け	2
3 子どもの読書活動の現状	3
4 子ども読書活動推進の意義	3
5 鮭川村でめざす姿	3
6 計画の対象	4
7 計画の期間	4
第2章 計画の目標と基本方針	4
1 計画の目標	4
2 計画の基本方針	4
第3章 計画を推進するにあたって	5
1 計画を推進していくための鮭川村の取組み	5
2 定期的な進捗状況の評価の実施	6
第4章 具体的活動	6
1 乳幼児（就園前）の取組み	6
2 保育児（入学前）の取組み	7
3 小学生の取組み	8
4 中学生の取組み	10
資料編	
「子どもの読書への関心を高める取組み」各公所における具体的な 取組みの例	13
「学校図書館図書標準」の設定	16
「子どもの読書の推進に関する法律」	16

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の目的

子どもたちが、読書によって言葉を学び、感性を磨き、想像力豊かな人間に育ってほしいと願い、平成23年3月に「鮭川村子ども読書活動推進計画」（一次計画）を策定した。7年を経て、保育所および小・中学校における「読み聞かせ」や朝読書など、図書支援ボランティアと連携した活動も定着が進んだ。その一方、読書活動とつながる児童・生徒の読解力や理解力の向上が見られないという課題を残した。この現状を踏まえ、平成31年3月に「二次計画」を策定し、令和元年度より、子どもたちの読書への関心と読解力・理解力のさらなる向上をめざし、鮭川村全体で実践してきた。

この「二次計画」の実践により、読書活動の推進をめざし、保育所・小学校・中学校において図書環境づくりや親子読書の推進、児童・生徒による様々な読書推進活動、地域の読み聞かせサークルとの連携した活動も推進し、確実に定着してきた。中学校においては、授業における読書活動が認められ、令和3年度に「子どもの読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰」を受賞した。

今後は、子どもの読書環境整備やデジタル化に対応した図書館機能の高まりと情報活用能力の向上について取組みを推進し、子どもの読解力・理解力の向上に結び付けていかなければならない。また、大人の読書習慣形成や乳幼児期からのブックスタートにおける保護者の意識向上についても村全体の課題である。

国は、「子どもの読書活動推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定している。この度「第5次計画」（令和5年～令和9年のおおむね5年間）を策定した。その背景には、子どもの読書活動の現状において、不読率の上昇やコロナ禍における影響のための漫画雑誌等への時間増に反する読書時間の減少、高校生からの読書への関心度の低下等の現状を受け、1「不読率の低減」2「多様な子どもたちの読書機会の確保」3「デジタル社会に対応した読書環境の整備」4「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本方針として掲げた。

これらのことから、子どもたちの読書に関する関心をより高め、心の教育の充実はもとより、読書活動によって培った読解力や理解力が、さらに「生きてはたらく力」となるように取り組んでいく必要がある。今後の「教育の情報化」の中で、子どもたちの情報活用能力をさらに伸ばし、豊かな生活を築きあげていくためにも、「第三次鮭川村子ども読書活動推進計画」（以下「三次計画」という。）を策定し、具体的な取組みを進めていきたいと考える。

2. 計画の位置付け

この「三次計画」は、「二次計画」同様、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」・「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（令和5年度～令和9年度）」、県の「第三次山形県子ども読書活動推進計画」を基本とし、第3次鮭川村総合発展計画（令和6年度～令和14年度）及び第3次鮭川村教育振興計画～鮭っ子プラン～『いのち輝く鮭川村の教育』の学校教育の重点にそって、鮭川村の子どもたちの読書活動を推進するための基本理念・目標および具体的な取組み内容を表したものである。

3. 子どもの読書活動の現状

「二次計画」策定後、健康福祉課では、ブックスタートとして絵本のプレゼントを行っている。このことは、親子の触れ合いの時間となっているのではないかと推測できるが、実際の家庭での様子は、把握できていない状況にある。保育所では図書の整備購入等を計画的に進めてきた。また、「読み聞かせ」や「絵本を楽しむ活動等の時間設定」等も計画的に進めてきているために子どもの本に対する興味・関心が高まりつつある。小・中学校では「朝読書」の活動を日課に位置付け、読み聞かせ団体と連携した活動、委員会活動の活性化等を進めるなど、読書への意欲付けや読書量の増加に取り組んできた。

これらの取組みによって、読書活動が日常的に行われるようになり、子どもたちの本に対する興味・関心が高まってきている。また、令和5年に行われた全国学力・学習状況調査の結果を見ると、「読書が好きである」の生徒の割合や読むことの問いに対して中学校3年生の正答率が全国平均に比して高い状況である。しかし、鮭川村全体では、読書活動の活発化の途上であるといえる現状である。

「第三次鮭川村子ども読書活動推進計画」を策定する際、これらのことを踏まえて、読書活動を習慣づけ、定着させるための実践を行っていく必要がある。

4. 子ども読書活動推進の意義

鮭川村では、「未来を担う心豊かな人材の育成」を掲げ、「心を育む読書教育の推進」「心の教育の充実」「豊かな人間関係づくりの推進」の3つの視点から「心豊かな子どもの育成」をめざしている。そのために、読書活動の推進と読書習慣の形成を鮭川村学校教育の重点に挙げている。未来の鮭川を担う子どもたちに豊かな心を醸成するため、読書活動の推進は、欠くことのできない重要施策として位置づけていかなければならない。

子どもたちの心の教育の視点・学力向上の基盤づくりの視点から、読書に親しむ環境づくりに一層力を入れてくこと、また、環境づくりの重要な要素が「家庭生活」であることから、乳幼児期から親子で絵本に親しむ土台を構築していく必要がある。計画を実践するためには、保・小・中・村健康福祉課・教育課・関係機関が連携し、「二次計画」の上に立った今まで以上の不断の努力を積み重ねていくことが重要である。

5. 鮭川村でめざす姿

(1) 子どもたちに本を読む楽しさを伝え、家族で読書に親しむ村

保育所や学校では、日課表に読書活動が位置づけられ、児童・生徒にとっての読書機会は確保されているが、家庭生活では、メディア視聴（テレビ・ゲーム・SNS・動画・ライン等）の時間が圧倒的に多いのが現実である。コロナ禍の過ごし方の問題もあり、「二次計画」策定時よりは、メディア視聴時間が全国平均よりも長くなってきていることが令和5年に行われた全国学力・学習状況調査の結果からうかがえる。家族が読み聞かせをしたり、一緒になって読書を楽しんだりすることができるようになるには、まず、読書の楽しさ・大切さを保護者に知ってもらうことが重要である。学校で取り組んでいる読書教育が、家庭にまでなかなか浸透していかない現実を変えていくためにも家庭で、読書の楽しさを味わうことができる環境を村一丸となってつくり上げていく必要がある。

（２）子どもたちに楽しんで読書してもらう環境づくりをすすめる村

教育委員会では、小学校および中学校の図書購入費の予算化、村中央公民館図書コーナーの図書購入費の予算化に努めてきた。また、小・中学校の図書館を児童・生徒が使いやすい施設にするため、小・中一貫教育推進事業費より図書整備に関する予算を確保している。今後も、「三次計画」に盛り込んだ施策を確実に実現していくことができるように進捗状況の把握を行っていく。

6. 計画の対象

この「三次計画」は、「一次計画」「二次計画」同様、乳幼児・保・小・中の子どもの対象とする。

7. 計画の期間

この「三次計画」は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。必要に応じて、年度においても見直しを図り、「二次計画」に引き続き、子どもたちの読書活動の推進に努めていく。

第2章 計画の目標と基本方針

1. 計画の目標

鮭川村のたくさんの家庭で親子が一緒に読書を楽しみ、日常生活に子どもの読書が根付いていくことを願い、子どもの読書活動にかかわる環境づくりに努めていく。

2. 計画の基本方針

子どもたちの読書活動にかかわる環境づくりを進めるため、次の4つの基本方針を掲げる。

（１）子どもたちの発達段階に応じた読書活動の推進

小学校・中学校・家庭・地域・教育委員会・保育所・健康福祉課、関係各課が連携し、活動内容を工夫し実践を積み重ねていくことができるよう、体制の充実を図っていく。

乳幼児期からのブックスタートの実践

- ① 就学前からの読み聞かせ活動の日常化
- ② 小中学校における国語科の中での計画的読書活動の推進
- ③ 探究的な学習等での図書室等の活用推進

（２）多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境づくりの推進

- ① 子どもの特性、読書年齢に応じた読書環境の整備
- ② 教育委員会による国の図書標準の蔵書に向けた本の整備・蔵書充実のための財政面の支援等
- ③ 児童・生徒の委員会活動による子どもの意見を重視した読書推進活動の奨励

（３）各家庭への読書活動の啓発・広報活動のさらなる充実

- ① 「ファミリーデー」を活用した「家庭の読書啓発の日」の推進
(保育所・小・中学校・教育委員会のそれぞれの立場から、家庭に対する具体的な働きかけ実施)

- ② 「全国こども読書の日」(4月23日)・「文字・活字文化の日」(10月27日)を中心とした啓発活動の推進
- ③ 親子読書の計画的推進

(4) 社会のデジタル化・GIGA スクール構想の進展等を踏まえた図書室のDX化推進

- ① 学校における一人1端末を活用した図書へのアクセスを可能とするシステムの構築推進

第3章 計画を推進するにあたって

1. 計画を推進していくための鮭川村の取組み

「三次計画」に沿って子どもたちの読書活動をさらに進めていくため、体制づくりや連携協力・広報活動にさらに努めていく。

(1) 鮭川村読書活動推進のための体制を充実する。

「三次計画」では、教育委員会が中心となり、保育所・小学校・中学校が一体となり、読書教育の推進を一貫して進めていくことで、鮭川村全体で取り組む活動へと広げていく実践を積み重ねていかなければならない。そのためにも、教育委員会・保育所長・小中学校長合同会議をさらに充実させ、今後5年間の取組み推進を図っていく。

(2) 子どもたちと本をつなぐ人材の育成と関連団体との連携

親子で読書を楽しむ環境をつくっていくためには、各公所が担当する事業や保育および教育活動において、対象となる子どもの発達段階に応じて、読書への興味関心を高めるように本の与え方と読み聞かせの方法を工夫し、実践を積み重ねていくことが大切である。このための読書に関する研修会や読書会を通じて人材育成を進めるとともに、関連団体との横の連携を強めていく。

(3) 図書の充実と図書館機能の充実

教育委員会は、小・中学校に図書購入費を予算配分し、学校の意図に沿う図書館づくりができるように、環境づくりの支援を行ってきた。それにより、児童・生徒の読書活動が充実し、読書への関心も高くなった。「三次計画」においても、この取組みを継続して行っていくことができるよう、教育委員会として、国の図書館整備計画をもとに財政面の支援に取り組んでいくとともに、より活用しやすい図書室をめざし、小・中の図書館計画を支援していく。

(4) 読書活動を広げるための広報活動の充実

「三次計画」でねらう目標を実現するには、村全体に読書活動を広げていくために、健康福祉課・保育所・小中学校・教育委員会が連携を図りながら広報活動を通して、広く村民にまで、読書活動の取組みに興味と関心を持ってもらえるようにしていく必要がある。

2. 定期的な進捗状況の評価の実施

「第三次鮭川村子ども読書活動推進計画」は、令和6年度から令和10年度までの5年間を一区切りとして進めていく。5年を2期に分け、令和6年度から令和8年度までの3年間を前期、令和9年度から令和10年度までの2年間を後期として位置付け、計画の進捗状況を、教育委員会・健康福祉課・保育所長・小中校長合同会議で評価し、以後の推進活動の見直しと目標の加除・修正を行っていく。

また、児童・生徒の読書に関する実態把握をしながら、小・中学校における図書館教育の推進状況に合わせ、必要に応じて、計画の見直しを行っていく。

第4章 具体的活動

1. 乳幼児（就園前）の取組み

乳幼児期は、生まれて初めて言葉や文字、絵本などに接する時期である。親子関係をはじめ、対人関係を築く重要な出発点となる時期である。この時期の様々な言葉の体験が、生涯にわたる読書習慣に大きな影響を及ぼす。また保護者による絵本の読み聞かせは、親子の心のつながりを深め、言葉や想像力を育み、心豊かな子育てにつながっていく。そこで、乳幼児期の取組みとして、読書を楽しむ環境整備、さらに家庭での絵本を通した、乳幼児とのふれあいの大切さを伝える活動を、機会を通して積極的に行っていく。

（1）目標と取組み

① 目標

0歳児から就園前までの乳幼児には、その発達段階に応じ、親子が読書活動を通してふれ合い、心を通わせ、絆を深める体験をすることができるよう、保護者に対して取組みを進め、支援していく。

② 取組み

● 健康福祉課との連携による取組み

事業名	事業内容	取組み内容
離乳食教室（5・6ヶ月児） 6・7月児健診 2・3歳児健診	離乳食教室時の親子への読み聞かせ ブックスタート事業	・地域読み聞かせサークル「あのねのね」による親子への読み聞かせ活動 ・ブックスタートとして1冊絵本の贈呈をし、親子でのふれあい読書を支援する中で、親の読み聞かせから期待できる効果を啓発する。 ・絵本コーナーの設置により、絵本のすばらしさを学ぶ機会を設定する。

2. 保育児（入学前）の取組み

保育児は、自己の体験と言葉をつなぎ合わせながら絵本に向き合うことができるようになり、気持ちを想像することができるようになる。それによって感情が発達し、世界を広げていき、「こと

ば」も著しく発達する。生きる力の基礎の一つである「ことば」の獲得は、子どもの発達過程において、思考力や豊かな人間性を身につけていくために最も重要となる。

保育児には、これまで育ってきた家庭環境や個々の特性により、ことばの取得状況や気持ちを想像する力には、大きな個人差がある。この個人差を埋めていくために、保育所と家庭において行う「読み聞かせ」や「親子読書」は、有効かつ重要な手立てである。しかし、スマートフォン等が普及定着している現在だからこそ、読書活動の重要性を保護者に啓発していくことを一層進めていくことが必要である。「三次計画」では、これらをさらに推進できるように工夫していく。

（１）現状と課題

① 現状

就労形態の多様化や家庭生活状況の変化に伴い、時間的に余裕のない家庭が増加しており、幼少時からメディアに触れている時間が多くなっている傾向がある。また、保護者自身も多忙感を抱える中、家庭での読み聞かせを優先できないのが現状である。保育所においては、一日の保育活動の中に「読み聞かせ」を組み入れることができる時間は限られている。

③ 課題

このような状況の中で、絵本に触れさせることが、保育児にとって大事な情操教育に繋がることを考えれば、保育所の読書活動（読み聞かせ）と合わせ、家庭の中での読書活動（読み聞かせ）も大きな役割を持ってくると考えられる。「三次計画」では、家庭における読み聞かせの大切さを啓発し、家庭で保育児とその保護者が、わずかの時間であっても読書を通したふれあいの時間を確保できるように、実践に向けて意識化し、一歩踏み出すことが大きな課題である。

（２）目標と取組み

① 目標

- ・ 保育児が絵本により親しむ環境づくりを支援することによって、保育所での読書活動の充実と家庭における親子読書を定着させる。
- ・ 保育士や読み聞かせサークルの読み聞かせにより、読書への興味関心を高める。

② 取組み

● 保育所での取組み

事業名	事業内容	取組み内容
保育所での読書活動	図書環境づくり	・子どもの興味・発達段階に応じた図書の充実 ・保育室内の図書コーナーの充実 ・自分で絵本を選択・読む時間の確保

	絵本の読み聞かせ	・保育士・読み聞かせサークルによる読み聞かせ
	親子読書・読み聞かせの推奨	・日課表に位置付けた読書活動 ・毎月第1金曜日のファミリーデーの実施（小・中と一緒に）

3. 小学生の取組み

全ての教科の基礎的知識を学ぶ大切な時期にあたる小学校時代は、一人ひとりの子どもたちが育ってきた環境や能力にも幅があるとともに、学年の差においてもその幅は著しい。発達段階、学力差・読書経験等に応じた図書選定や子どものニーズに応じた読書指導の工夫など、読書活動を推進していくうえで考慮しなければならない。

学校図書館の整備については、子どもたちの意見を取り入れた活用しやすい図書環境づくりや、教員が授業で活用しやすいように図書や資料の整備、そして、図書館のDX化推進をめざして取組みを進めていく。

（1）現状と課題

① 現状

全国学力・学習状況調査によると、本村では、全国や山形県の状況と比べると家庭でゲームやテレビの視聴に費やす時間がかかなり多いのに対し、読書に費やす時間は少ないという現状がある。休み時間の図書貸し出しや、図書ボランティアによる読み聞かせ活動が、図書に親しむ貴重な機会になっている。自ら活字に触れる機会の少ない現状が、全国学力・学習状況調査における国語や算数で、「様々な情報の中から必要な情報を取り出して読み取る力」・「目的に応じて様々な情報から適切な言葉や文を選択し、与えられた条件の中で書く力」・「数多くの情報のある長文・説明文から、情報を整理していく力」を課題として抱える理由になっていると推測される。

② 課題

「二次計画」の取組みをさらに発展させ、児童が読書に対しての興味・関心を高め、自ら読書に親しむ状況をいかにつくり上げるか、いかに家庭における読書活動を質的・量的に充実させていくかが課題である。

（2）目標と取組み

① 目標

- ・ 友達同士で本を薦め合う活動等を通して、児童が多くの本を読むことに関心を持ち、読書活動の必要性を発達段階に応じて自覚できるようにする。
- ・ 読書習慣を身につけ、学びを支える素地（学力向上の基盤）としての読書活動を推進することにより、子どもたちに豊かな感性と情操を養うとともに、読書センターと学習・情報センターの役割を併せ持つ学校図書館運営と家庭読書の啓発を図る。

- ・ 学校における一人1 端末を活用した図書へのアクセスを可能とするシステムの構築推進を図る。

② 取組み

● 鮭川小学校の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
図書館教育	国語科授業の中での読書活動の充実 ファミリーデーの実施 読み聞かせ 図書館祭りの開催 親子読書 学年ごとの目標冊数 日常活動の充実 図書の紹介	・国語科授業の中で、並行読書やブックトーク等、学年に応じた読書活動の実践 ・毎月の第1 金曜日のファミリーデーを実施し、親子読書を奨励し、カード作成や貸し出し冊数を増やす取組みを行う。 ・「お話広場」として図書ボランティアによる読み聞かせを行う。 サークル「あのねのね」 サークル「トトロの森」 母親委員会 ・11 月と 1 月に期間を設けて図書委員が、読み聞かせや本の紹介を行う。 ・長期休業中に本を 3 冊貸し出し親子で読書に親しむ活動を行う。 ・低学年は年間1 0 0 冊、中学年は年間5 0 冊、高学年は年間4 0 冊（累計 6000P）を目標にして取り組む。 ・毎日の休み時間に図書環境の整備・本の整理・貸し出し返却を行う。 ・新刊図書の紹介とコーナー設置を行う。

● 学校教育課の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
図書館教育	図書購入費の予算化	・国の標準に向けての蔵書の充実支援
	図書館整備	・小学校の要望に沿った図書館の整備・充実支援
	新聞の定期購読	・新聞活用での読解力育成
	学校における一人1端末を活用した図書へのアクセスを可能とするシステムの構築推進	・学校図書館のDX化を推進するための予算措置とIT支援員の活用

● 生涯教育課の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
読書教育事業	読書ボランティア支援	・図書支援ボランティアへの報酬
	図書ボランティア支援	・図書の整備

4. 中学生の取組み

思春期に入るこの時期、生徒は、学校生活・家庭生活・友達関係のすべての面で、いろいろなことに興味を持つと同時に、興味のあることに対する好奇心を持つようになる。また、悩みや心の葛藤を繰り返す経験を何度もするようになる。このような時期こそ、生徒の心を耕す図書との出会いが大切であると考えます。「三次計画」では、生徒の読書習慣の確立をめざしながら、知的好奇心をより高め、豊かな感性や情操を育む読書活動を継続して進めてく。

(1) 現状と課題

① 現状

中学生時代は、読書活動を進めていく重要な時期である。しかし、現状は、メディア（SNS・ライン・動画・ゲーム・テレビ等）視聴にかける時間、また部活動等の練習にかける時間が多く、読書にあてる時間は十分ではない。全国学力・学習状況調査結果においても、「長文の構成や展開に着目しながら、目的に応じて文章を読み、条件を満たすよう内容を的確にとらえる力」が課題としてあげられている。これは、読書に費やす時間や量の少なさと無関係ではないと考える。このことは、小学校の時代から引き続き、村全体の傾向として抱えている現状である。

② 課題

図書館を生徒が使いやすいように整備して、デジタル化を推進していくとともに、読書時間の

少なさや図書館の利用回数の少なさを、生徒の主体性を引き延ばしながら改善していくこと。授業における図書活用を一層進めていくこと。家庭での読書につなげる全校での取組みを継続し、家庭においても読書を生活の一部にしていくことが必要である。

(2) 目標と取組み

① 目標

- ・ 図書館のデジタル化推進や蔵書の充実、生徒の読書活動や図書館利用の促進のための環境整備を推進することによって、生徒の主体的・意欲的な学習活動を支える図書館教育を実現する。
- ・ 生徒同士で本の魅力を紹介し合う活動等を通して関心を高め、生徒が本の内容に共感したり、自分の将来を考えたりできるような読書活動を実践していく。

② 取組み

● 鯉川中学校の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
図書館教育	国語科授業の中での読書活動の充実	・ 読書活動を国語科教科指導に位置付け、ビブリオバトルやアニメーション等の活動を通し、本の楽しさを味わうとともに読書の幅を広げていく。
	朝読書	・ 週 5 日、日課表に 15 分間の朝読書の時間(8:15~8:30)を位置づける。
	チャレンジタイムの活用	・ 毎週火曜日のチャレンジタイムに、家庭学習とセットにして読書活動に取り組めるように計画を立てさせる。
	ファミリーデーの実施	・ 毎月の第 1 金曜日をファミリーデーにして「家族で読書活動」に全校で取り組む。
	朝の読み聞かせ	・ 図書支援ボランティアによる読み聞かせを行う。 サークル「あのねのね」 サークル「トトロの森」 母親委員会
	日常活動の充実	・ 図書環境の整備・本の整理・貸し出

	生徒自らの図書推奨の発信 生徒による図書の紹介	し返却の徹底を行う。 • 図書だよりによる新刊本の紹介や、読書感想の紹介等、生徒同士の情報交換を積極的に行う。 • 新刊本の紹介とコーナーの設置を生徒主体で行う。
--	---------------------------------------	---

● 学校教育の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
図書館教育	図書購入費の予算化と図書館整備 学校における一人1端末を活用した図書へのアクセスを可能とするシステムの構築推進 新聞の定期購読	• 国の標準に向けての蔵書の充実支援 • 情報活用力及び読解力の育成・学校図書館のDX化を推進するための予算措置とIT支援員の活用 • 新聞活用への支援

● 生涯教育の取組み

事業名	事業内容	取組み内容
読書教育事業	読書ボランティア支援 図書ボランティア支援 村図書館の新刊情報提供	• 図書支援ボランティアへ報酬 • 図書の整備 • 村ホームページへの村の図書館蔵書における新刊図書の情報掲載

子どもの読書への関心を高める取組み

保育所、小・中学校における具体的な取組みの例

子どもの読書活動推進に関する有識者会議論点のまとめ（令和4年12月）より抜粋

I 具体的な取組みとして、以下が挙げられる。

【読み聞かせ】

大人が子どもに絵本等を読んで聞かせること。乳幼児から行われ、子どもは読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。家庭、学校、保育所、認定こども園、図書館等広く行われており、子どもたちが同世代や異年齢の子どもたちへ行う場合もある。

【お話（ストーリーテリング）】

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて語り聞かせること。絵本の読み聞かせは絵が想像の助けとなるが、お話は耳からの言葉だけで想像を膨らませる。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができる。

【ブックトーク】

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をテーマに沿って紹介する取組み。様々なジャンルの本に触れることができる。

【読書会】

数人で集まり、本の感想を話し合う取組み。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法がある。この取組みにより、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができる。

【書評合戦（ビブリオバトル）】

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ取組み。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができる。

【pitch トーク】

テーマを決め、各自が読んだ本を短くプレゼンする取組み。ビブリオバトルの形式を取っても良い。

【ペア読書】

二人で読書を行うものであり、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす取組み。読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができる。感想を手紙等の形で相手に伝える方法がとられる場合もある。

【味見読書】

グループになり、3～5分間と決められた時間で順番に5～10冊程度の本を全て試し読みした後で、一番読みたくなった本を紹介し合う取組み。

【ブッククラブ】

同じ本をみんなで少しずつ、数週間かけて読み、お互いに交流していく取組み。

【リテラチャー・サークル】

3～5人のグループになり、同じ本を各自が違う役割をもって 読んだ後に、話し合う取組み。役割には、「思い出し屋」「イラスト屋」「質問屋」「だんらく屋」「ことば屋」等があり、1冊を何回かに分けて読む。

【アニマシオン】

子どもたちの参加により行われる読書指導の一つ。読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる。ゲームや著者訪問等、様々な形で行われる。

【本探しゲーム】

お題を出して、そのテーマにあった本を探していく取組み。ゲーム感覚で楽しみながら、思いがけない本と出会うことができる。

【図書委員、読書リーダー等の読書推進活動】

子どもが図書館や読書活動について学び、読書のきっかけづくりになるような子ども向けの企画を実施する取組み。読書リーダーは「子ども司書」「読書コンシェルジュ」「読書ソムリエ」等の名称でも呼ばれる。

【子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組み】

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める取組み。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えで話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながる。

【読書新聞や読書ポスター、POP や本の帯の作成】

読後の感想や本の紹介等を、新聞形式やポスター形式、カード形式のPOP や本の帯にまとめる取組み。読書活動を表現活動へと発展させるものでもある。作成したものを展示したり、コンテストを行ったりする例もある。

【自分も書き手となる】

自作の小説を書き、お互いに読み合い、工夫したところや、作品に対する想い等を伝えたり、友達の作品へ感想（ファンレター）を書いたりする等、互いに交流する取組み。自分が書き手になることで、読書への機会や、プロの作品へのリスペクトへつなげていく。電子化すると、一度に多くの子どもが読むことが可能になる。

【映画等と原作の比較】

原作本を読みながら映画（ドラマ）を鑑賞する等、映像作品と比較しながら本を読む取組み。どちらが先でも、章ごとに区切っても良い。

【回し読み新聞】

みんなで新聞を持ち寄り、気になる記事や、面白い記事を一人1件ずつ切り抜き、なぜその記事を選んだかプレゼンを行う。その後、みんなで今日のトップ記事を決め、上から順番に記事を貼っていき、最後に編集後記を付けて完成。新聞の記事に親しみ、じっくり読むことができる。

【読書の記録】

読んだ本の書名等を記録できるよう、冊子等を手渡したり、「読書通帳機」で記録を印字できるようにしたりする取組み。読書の記録によって、自分の読書傾向を把握したり、読んだ内容を改めて思い出したりすることができる。読書記録のためのアプリ等は、協働的な活動を可能とする仕組みを付加すること等で、多様な子どもの関心を集められる可能性もある。なお、読書の記録については、プライバシーの保護に、十分な配慮が必要である。

Ⅱ 家庭における読書活動

- 子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、推進法第6条にあるように、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められている。
- 家庭内でできることとして、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりする等、工夫して子どもが読書に親しむきっかけをつくることや、定期的に読書の時間を設ける等、家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりする等、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けること等が考えられる。
- 家庭における読書活動に関しては、多様な子どもや多様な家庭状況があることに配慮しつつ、学校、保育所、認定こども園、図書館、市町村保健センター、民間団体、民間企業等の様々な機関が連携・協力して、必要な支援を行い、社会全体で支えていくことが重要である。
- 家庭において読書の重要性が理解促進され、家庭における読書活動の参考となるような取組みが行われることが望ましい。例えば、以下のような取組みが挙げられる。
 - ・ 保護者を対象とした家庭教育に関する講座等の実施
 - ・ 読み聞かせ会、わらべうたに親しむ活動等を通じた家族が触れ合う機会の提供
 - ・ お薦め本、家庭における読書等に関する情報提供
- 乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡し家族のコミュニケーションを促す活動である「ブックスタート」は、家庭において子どもを中心に家族で同じ本を読むことで、本を媒介として相互理解を深め、家族の絆（きずな）が一層深まることを目指す活動である。「家読（うちどく）」は、多くの地域で実施されている。こうした地域の特性を生かした取組みを推進させることが望ましい。

「学校図書館図書標準」の設定

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準

平成5年3月29日 文部省初等中等教育局長通知

【算定早見表より抜粋】

小学校	学級数	1	蔵書冊数	2,400
	学級数	2	蔵書冊数	3,000
	学級数	3	蔵書冊数	3,520
	学級数	4	蔵書冊数	4,040
	学級数	5	蔵書冊数	4,560
	学級数	6	蔵書冊数	5,080
	学級数	7	蔵書冊数	5,560
	学級数	8	蔵書冊数	6,040
	学級数	9	蔵書冊数	6,520
中学校	学級数	1	蔵書冊数	4,800
	学級数	2	蔵書冊数	4,800
	学級数	3	蔵書冊数	5,440
	学級数	4	蔵書冊数	6,080
	学級数	5	蔵書冊数	6,720

「子どもの読書の推進に関する法律」

平成13年12月12日 法律 第154号

(目的)

第1条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所に

において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条

国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子どもの読書活動推進基本計画）

第8条

政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進計画を策定したときには、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条

都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条

国民の間に広く読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、交付の日から施行する。